

通告3番目、14番、市來利恵議員、一問一答方式で質問をお願いします。

市來利恵議員。

- 市來議員 14番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず初めに、県の高校再編計画についてであります。

県の教育委員会は、きのくに教育審議会の答申を受け、今年度中に高校再編整備実施プログラムを策定しようとしています。中身は、15年後には中学生卒業が今より3割減るため、全日制29校を将来的に3分の2の20校に削減する計画となっております。高校の問題は、県の問題だけではありません。岩出市の子供たちの進学にかかわる、また、教育、学ぶ場としての大事な問題となっております。

そこで、県からの説明や懇談といった話合いはあったのかについてお聞きをいたします。

2つ目は、高校編制への市の理解について、どのように考えておられるのか、お聞きします。

3点目は、高校削減で岩出市の子供たちへの影響をどのように考えているのか、お聞きをいたします。

- 田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

- 湯川教育長 県の高校再編計画についてのご質問に一括してお答えいたします。

まず1点目についてであります。本年8月7日に県教育委員会に第6期きのくに教育審議会から、これからの県立高等学校の在り方についての答申があり、その答申の概要が報道されました。この答申に係る説明、懇談といった話合いはなく、10月1日に、紀の川市で、紀北エリア（伊都・那賀地域）の地方懇談会が開催されるということで、指導主事1名、参加させております。

次に、2点目についてですが、きのくに教育審議会への諮問の趣旨及び内容は、少子化が進む中、多くの県立学校において適正規模の維持が困難になることが予想されることから、「高等学校が地域とともに持続可能な存在であるために」をテーマに、5項目について諮問したもので、審議会では、さらなる生徒減少への対応と高等学校教育の充実の2つを柱に、出生数から15年後を想定して、県民や地域の期待に応える県立高等学校の在り方について答申を取りまとめたものであります。

少子高齢化による人口減少化が進む中、今後の持続可能性を探っていくことについては理解できますが、基本的に、29校が20校程度に再編するという方針ですので、

当然のこととして、様々な課題や問題が付随してくるものと想定できます。

県の方針では、今回の答申を基本に、再編整備実施プログラムを作成するとされていましたが、県議会において様々な意見が出される中、策定の延期も考慮しているとのことでもあります。

3点目については、現在、学校区は全県区となっていることから、校区についての問題はありませんが、高等学校が減ることにより、生徒の選択肢が狭められるということが考えられます。

また、進学する高等学校により、通学距離が長くなる可能性もあります。また、高等学校にはそれぞれ長年にわたって培われてきた伝統があります。生徒が進路として高等学校を選択するに当たって、学校の伝統ということも大きく影響している場合も考えられます。

したがって、再編後の各高等学校の運営方針や目指す学校像など、進学を目指す県内の中学生に示していく必要があると思います。また、生徒数の減少傾向についても紀北地域と紀南地域では、そのスピードには違いがあると思いますので、地域性に応じた対応が必要であると考えてございます。

○田畑議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 まず、この問題は、子供たちの立場に立って考えていただきたいということを1つ申し上げたいのと、やっぱり身近にある学校に通うことができれば一番いいのですが、やはり高校は学力によって通える学校が決まってくると。先ほどもおっしゃったように、問題点としても、通学の距離が長くなったりとか、一概に高校がなくなるといっても、地域の差も出てくるという形での考え方があると思うんです。

やはり地元の高校への進学が進めばよろしいんですが、実際に市外の高校に通う生徒が岩出市の中では大変多いということを考えれば、県の計画というのは、市にとっても無視ができない問題であると考えます。

この高校の再編計画には、先ほど教育長がおっしゃったように、県議会をはじめ地域からも様々な意見が上がっています。岩出市としても県の問題と考えるのではなく、やはり市民の声や、また保護者の声、そして、さらには教育現場の学校の先生たちの声までも受け止めて、また、そうした意見を必要ならば県へと上げるべきだと私は考えていますが、それについてのお考えをお聞かせください。

また、やはり素早い情報という、そういうのをやっぱり入手して、この問題一つ

一つ丁寧に考えていかなければならないと思っています。そうした点での情報の収集について、どのような形で行っていくのか。積極的な提案とともに、そのことについてもお聞かせ願いたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 再質問にお答えいたします。

現在、特に県議会の動向を注視しているところではありますが、県教育委員会から意見を求められましたら伝えていきたいと考えております。

先日の県議会文教委員会で、再編整備の考え方の骨子、あるいは各エリアにどのような学校や教育を整えるかということについて説明し、意見や要望を伺う懇談会を来年1月中に県立学校を会場に実施するという説明がありましたし、これまた新聞にも出ておりましたので、今後の動向を見ていきたいなと思います。

それから、情報の件ですけれども、今の動き方については、県の教育委員会から逐次情報を得ております。

○田畑議長 再々質問を許します。

(な し)

○田畑議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市来議員。

○市来議員 2点目に、コロナ第3波に対する積極的な取組をとということで、市民対策についてお聞きします。

まず初めに、コロナ感染で亡くなられた皆様にお悔やみを申し上げるとともに、罹患した現在闘っている患者様の早期のご回復をお祈りしています。

また、日々奮闘されている多くの仲間、医療従事者の皆さんへの敬意を表したいと思います。

全国各地で新型コロナウイルス感染症拡大が急増し、春の第1波、7月、8月の第2波に続く第3波の感染拡大が起きています。新型コロナウイルス感染症第3波の急拡大により、全国で重症者が急増し、医療体制が逼迫するなど、政治が役割を發揮すべき重大な局面であると考えます。

9月議会におきましてもインフルエンザ予防接種に関する質問を行いました。コロナウイルスが発生し、誰もが経験をしたことのない事態となり、今後、何が起こるか予想がつかない中で、市民の命を守るためにも、また予防を行うことが何よ

り大事であるという点から、再度取り上げてまいります。

市はインフルエンザ予防接種の助成は、これまでどおりで行う対応をいたしました。しかし、県内の市町村では、様々な形で助成制度を拡充して、独自の対応が図られています。当然こうした情報は市民にも伝わっており、市の対応には怒りの声さえ聞かれてまいります。

既にワクチン接種が始まっており、遅いという見方をされる方もおられますが、現行制度でも来月末までの対象となっている点では、今からでも十分に拡充を図れる。実施でさらに多くの方々が予防に努めていただけたらと考えます。

まず1つ目は、インフルエンザ予防接種自己負担軽減の拡大について実施を求めますが、いかがでしょうか。

2つ目は、水道基本料金の免除継続実施をについてです。新型コロナウイルス対策として、市が運営する水道事業が、利用者への負担軽減を行いました。6か月間の水道基本料金の免除です。水道法第1条の目的である感染症予防という公衆衛生の向上で、うがいや手洗いの励行といった観点や水の供給は、現行憲法の社会権、基本的人権、生存権の保障に関わることであり、そして、水道普及率からして、公平性が一定担保されるものと考え、評価できた点だと考えます。しかし、6か月という期間がもう迫ってまいりました。この6か月という期間をさらに延長する考えについて、市当局にお聞きをいたします。

3点目は、今後必要な支援策についての考えです。新型コロナ危機が襲ったことで、家計、雇用、中小企業は深刻な危機に直面しています。さらに、コロナ感染第3波が広がりを見せる中、感染への不安と今後の生活の不安、また事業所等でも経営に対する不安などの声が聞かれてきます。必要などころに必要な支援と、そして市民の暮らし、命を守るという姿勢が市に問われていると考えますが、今後の支援策について、具体的にどのようなものを考えているのか、お聞かせください。

4点目は、コロナ関連に関する総合相談窓口の設置についてであります。この総合相談窓口設置の件についても、過去にも取り上げました。長引くコロナ禍の下で、市民の不安や悩みは多様化しています。その不安や困り事を少しでも解消するためにも、総合相談窓口の設置は必要だと考えます。

岩出市のホームページでもいろいろな施策に対し、担当課の連絡先、担当課、分かりやすく記載されておりました。しかし、こうした制度に対するお知らせは重要ですが、全ての市民の方々が通信機器を使いこなせるとは限りません。また、総合相談窓口の設置で、例えば、市民の皆さんがこういった悩みや問合せが多くあるの

か。困り事がどのような形であるのか。こうしたことを一括して知り得ることができません。こうした情報は次の市の対策、施策を立てていくことに必要ではないかと考えますので、総合相談窓口の設置について求めていきたいと思いますが、市の考えをお聞かせください。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 2番目のコロナ第3波に対する積極的な取組、市民対策の1点目、インフルエンザ予防接種自己負担軽減の拡大についてであります。定期接種の対象である高齢者につきましては、既に費用の一部を市で助成をしております。定期接種対象外の世代へのインフルエンザ予防接種につきましては、予防接種ワクチンの有効性、まれに起こる接種による副反応などの健康被害などから、予防接種法では任意接種として推奨することが適切であるとされています。市といたしましては、安全性や有効性をまず第一に考え、予防接種法及び予防接種法施行令に基づき実施していますので、さらなる助成の考えはございません。

続いて、2点目、水道基本料金の免除継続実施をにつきましては、現時点において水道基本料金の免除継続の考えはございませんが、新型コロナウイルス感染症については、現在、第3波と言われ、予断を許さない状況であり、今後、国における第3次補正予算の動向に注視し、市として必要な支援を検討してまいります。

なお、3点目、4点目については担当部長から答弁させます。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 市来議員ご質問の2番目、コロナ第3波に対する積極的な取組をの3点目、今後必要な支援策についての考えはについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策に対する支援策につきましては、さきに奥田議員に答弁させていただいたとおり、これまで各部において必要な事業を実施しております。新型コロナウイルス感染症については、現在、第3波とも言われており、予断を許さない状況であり、今後、国の第3次補正予算等の動向を注視し、必要な支援に取り組んでまいります。

○田畑議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 市来議員ご質問の4点目、コロナ関連に関する総合相談窓口設置についてお答えします。

市では、これまで新型コロナウイルスに関する相談を数多く受けてまいりましたが、その内容は、健康相談から市の様々な支援施策、近隣の苦情に至るまで多岐に

わかっており、それぞれの所管において、その対応を行っています。

議員ご提案の総合相談窓口ですが、市民の様々なニーズに対して的確にそごなく応えるには、やはりそれぞれの所管で対応していく必要があります。よって、現在のところ、コロナ関連に関する総合相談窓口の設置については考えておりません。

○田畑議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず、コロナの総合相談窓口の設置についてお聞きをしたいと思います。

現在は考えていないと。それぞれの担当課で行うことが適切であるというような形で答弁いただきました。それぞれの担当課でできることというのは、たくさんありますよね。それぞれの施策について説明だったり、こういう施策があるということは説明できるんですが、今増えてきているのは、コロナ広がっている下で、感染に対する不安を抱えている方々が大変多くなってきているんです。その方々の不安や悩みを聞くところは一体どこになりますでしょうか。それについて、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

インフルエンザの問題です。既に高齢者においては助成制度を設けていると。私は、これについては1,500円という自己負担をなくした上での無料ですね。受けられるような対策を立てれないかということをお聞きをしたと思います、前回も。実質、65歳以上自己負担分、1,500円を助成した場合、一体、市の持ち出しは幾らになりますでしょうか。1,500円をなくした場合です。

それから、子供たちに至っては、任意事業なんで、任意接種なんで、することを考えていないというふうにおっしゃいました。私がなぜインフルエンザに固執しているのかというのは、コロナの感染に至っては、先が見えないという点、インフルエンザもまだ分かりません。その下で予防ということを行っていただくことが一番大事ではないかという、その観点から、市に対しても接種をより多くの方々が受けただけ、予防に対する意識を高めていただくという、そういう判断でできないかということをお聞きをしております。この考え方、できませんでしょうか。これについてお聞きをします。

さらに、必要な施策面について、支援策、対策においては、これから国の第3次補正、ここをかなり、市長もそうですし、部長もそうですし、強調されます。当然、国からの補正予算を使ってやることというのは十分大事なことです。独自対策として、市に今何が必要なのかという検討等は行っておりますか。

これまで、先ほども言われましたが、岩出市では大きく市民に関わるといえば、

水道の基本料金の免除、ほかの市町村ではいろんな対策打っている。よく市民の方はご存じですよ。市に優しさはないのか。思いやりはないのか。こういう誰もが経験したことがないときだからこそ、市が市民の命を守る、暮らしを守るという、そういうメッセージにもつながるんですよ、独自施策というのは。そういう対応をしっかりと考えていく必要があると考えますが、そうした観点、お持ちでしょうか。それについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 市来議員の再質問にお答えいたします。

総合窓口の設置ということで、不安を抱えている、悩みがある方の話をどこで聞くのかということですが、先ほど部長の答弁のほうでもございましたように、悩み事といいましても、お金のことであったり、子供のことであったり、介護のことであったり、健康のこと、様々ございます。それぞれに対して、やはり的確なアドバイスをできるのは、やはりそれぞれの所管という形になりますので、総合窓口という形ではなくて、やはりそれぞれの所管で対応すべきだというふうに考えております。

○田畑議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 インフルエンザの65歳以上の方の今1,500円、自己負担している分を現物給付した場合、どれだけ市が負担することになるのかというご質問ですが、1,880万円の市の負担というふうに試算しております。

それから、子供は任意接種ということですが、コロナも拡大していて、インフルエンザの流行についても先が見えないということで、予防という観点から実施をというお話なんですけども、今年の11月の第1週から12月の第1週までの5週間の全国のインフルエンザの罹患者数は202名、昨年同期は10万4,174名と。昨年と比較しますと、0.2%を切っております。

これは大学の先生の話によりますと、免疫細胞を活性化させて、感染を抑制するインターフェロンというたんぱく質が体内で満たされて、ほかのウイルスは感染しにくくなるというウイルス干渉の可能性で、こういう結果になっているのだろうという予測をされているんですが、今年の南半球の5月か6月の冬季でのインフルエンザが流行しなかったという結果もありまして、これもウイルス干渉の可能性が非常に高いというふうな分析をされております。

ただ、これにおきましても、厚生労働省におきましても、担当者は、今の現時点

では、12月の上旬の時点では、ウイルス干渉の証拠はないし、今後のインフルエンザの感染の予想は難しいので、新型コロナウイルス対策と同じ、手洗いやうがい、あるいは基本的な感染予防対策のマスクを徹底して、警戒を続けてほしいと言われておりますので、引き続き市としても啓発を呼びかけていきたいと思っております。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

第3次補正の動向を見ながらということでの支援の考えの中で、独自対策の検討はという、そういう観点からのことは検討しているのかというご質問であったかと思っております。

新型コロナウイルスの感染症の対策事業については、現時点では、従来から実施しております各種支援事業を適切かつ迅速に進めるとともに、いつ、誰が、どこで感染しても不思議ではない状況であることから、市民の皆様に対して、3密の回避や換気などの基本的な感染対策を継続し、周知・啓発を行っているところです。

新たに必要な事業をとということの観点については、独自対策ということにこだわることなく、対策が必要であると、それぞれ各課で判断をすれば、補正予算に計上して、必要な施策ということでの支援に取り組んでまいるという姿勢で考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 インフルエンザワクチンについてです。65歳以上の自己負担分を全て無料にした場合は1,880万円、あとということですか。これできない額じゃないと思うんです。前から言うてるように、予備費あるんだから。それを活用してやる。それができないでしょうか。先ほど言われましたね。インフルエンザが全国的にはやってないということですか。私、これ言い切れるのかなというところがあるんです。誰にも分からないんです、この先って。

私が必要なのは、予防という観点が大変ではないかと。はやらないからやらないというんじゃないで、予防をしていただくことが大事ではないか。市民の命を守るという点で、どうなのかということをおっしゃっているのと同じですよ、その反論、反論というか、そういうことを言われたら。

私は予防対策として、できることをやるべきではないかということで、これ拡充、広げたらどうですかという提案をさせていただいております。この観点からどうでし

ようか。十分にできると思うんです、額からしても。

先ほど言われました。独自施策について、3密を避ける、手洗い、十分市民の皆さん、やっておられます、当然。自己責任論に持ち込むのではなくて、今、市民が一体どんなことで、どういうものを必要としているのかというしっかりとしたアンテナを張って、いろんなことに、大変ですよ、市の職員さん。本当に大変で苦労しながらやっていると思います。しかしながら、独自施策をつくるためには、やはり市民へのアンテナを張っていただかないと、見えてこないと思うんです。

積極的に予備費も置いたままになっていますからね、そうした活用も含めて、対策を今後もしっかり取っていただくことをぜひ求めたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 インフルエンザの予防接種に対する助成についてなんですけども、再々質問についてお答えします。

インフルエンザの接種者数については、現在65歳以上の方、一部障害のある60歳以上の方で、昨年11月末では5,972人に対して、今年度では8,164人というふうに接種者数が増えております。

先ほど、接種に対する費用1,880万円というふうにお答えさせてもらったのは、1万2,533人ということで、当然、接種者数が増えていますので、2,200人ぐらい、今の段階で増えているんですけども、予備費でできるのではないかというご質問なんですけども、現時点での全国的な罹患の推移等を見ましても、やはり現行の国が定める法の範囲での助成の範囲にとどめておきたい。毎年のお話ですので、コロナの交付金については、来年、再来年以降あるかどうか分かりませんが、インフルエンザの予防接種の事業については、毎年のお話なんで、国の予防接種法や予防接種施行令に基づいての助成の範囲というふうに、今後も続けていきたいというふうに考えております。

○田畑議長 市長。

○中芝市長 市来議員の再々質問にお答えをいたします。

コロナ感染症対策の各種支援事業をこれまで行っており、先ほど各部長から、今まで行ったこと、これから行うこと、今継続していること等々、今分かっている範囲でお話をさせていただきました。これらは市民の生活を守るためのものであり、メッセージ性のあるものと考えております。今後も国の動向を注視しつつ、市民が安心・安全な生活を送れるよう、市民の皆さんのご協力を得ながら事業に取り組ん

でいきたいと思っております。

なお、予備費につきましては、せっかくの予備費であります。大事に使わせていただきます。

○田畑議長　これで、市來利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員　3つ目の質問は、コロナ第3波に対する積極的な取組をとということで、これは医療、介護、保育についてであります。

まず、コロナ禍での保育における子供の発達問題についての認識と対応策です。

新型コロナウイルスの感染を長期的に防ぐための新しい生活様式が広がる中、保育の現場でもマスクの着用が定着しておりますが、子供に表情が伝わりづらいなど、多くの課題も出てきております。専門家は、子供の表情や口の動きから、いろいろなことを読み取っている。安全に配慮しながら表情を伝える工夫が大切だと指摘をしています。ゼロ歳から1歳半にかけては、言語の発達をはじめ、コミュニケーション能力や共感性を発達させる重要な時期とされます。子供は口の動きを見ながら言葉を覚えていきます。また、大人の表情を見て感情を認知していきます。

感染予防で長期にわたる対策、マスク着用での保育で、専門家からも子供の成長に影響をしないか心配との声が上がっております。大変、現場では安全への配慮と子供の成長を支えるということを同時にやっていかななくてはならない。そうした意味でも、保育士たちは大変苦悩していると思います。

そこで、こういった発達問題に対する認識と対応策について、何かやっているのかをお聞きをしたいと思っております。

2つ目は、医療体制について。

県内でも連日感染者が報告されています。県は、11月から発熱などがあれば、かかりつけ医で、県が指定した診療・検査医療機関であれば受診できるとしました。10月末現在で280医療機関となっております。しかし、どこの医療機関かは公表されておりません。県の発生状況を見ると、濃厚接触者は県も早い対応をされておりますが、新規での感染者が検査を受けるまでに大変日数がかかっているなというふうに感じています。

早期に検査を行えば、すぐに対応することができる。そうした意味でも、市民が安心して診察を受けることができるように、やはり医師会の協力を得て、可能な限り多くの医療機関で診察・検査が受けられる体制にすべきと考えますが、市の見解

についてお聞かせください。

3つ目は、看護師不足が起こっております。感染が広がっている地域では、医療崩壊寸前、看護師不足が生じております。和歌山県からも大阪にいち早く派遣したことが仁坂県知事のメッセージでありました。県内でも感染が広がったり、院内クラスターが発生した場合、看護師不足に至ることが予想されております。

直接自治体には看護師不足問題でできる対策・対応には限界がありますが、例えば、育児で現場で離れている場合は、保育所の入所であったり、親の介護などで現場を離れている場合には、介護施設の利用であったり、復帰を望む場合、自治体の協力も不可欠になると考えます。

こうした相談を受けることができるのも自治体への役割ではないかと考えますので、例えば、この件に対するどういった対策を打っているのか、また考えているのか、この辺についてお聞かせください。

最後は、エッセンシャルワーカー等への社会的検査の必要性の見解です。

先ほども申しましたが、クラスターが発生すれば、多大な影響が出ることから、医療機関と高齢者施設のみならず、福祉施設、保育園、幼稚園、学校、また自治体職員などに定期的な社会的検査を行い、感染拡大を事前に防ぐことが求められておりますが、必要性について市の見解をお聞かせください。

○田畑議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員の3番目、コロナ第3波に対する積極的な取組を医療、介護、保育についての中でお答えをいたします。

ほとんど先ほどお答えをしたとおりであります。中でも、今抜けてましたのは、国における第3次補正予算等の動向に注視して、市として必要な支援をしてまいります。

あとは担当部長のほうから、所管についてお答えいたします。

○田畑議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 市来議員のご質問の2番目、コロナ第3波に対する積極的な取組を医療、介護、保育の1点目から4点目について、一括してお答えいたします。

コロナ禍での子供の発達の問題についてお答えします。感染症対策の長期化により、子供たちもストレスを経験し、不安になったり、恐怖を感じたり、いらいらしたりと、様々な反応が出てくると言われています。また、議員ご指摘の保育士のマスク着用が子供たちに影響があるとの研究もございます。

保育所では、子供が人として育つには、人と接することが避けられないという観点で、保育の安全を優先し、どのような対策ができるかを考えて保育をしています。衛生面での消毒、手洗い、検温の励行はもちろんのこと、心理面でもマスク着用時でも優しい表情で、笑顔を心がけ、声かけを忘れず、声のトーンや全身を使っての分かりやすい表現など、子供たちが安心感を感じられるよう配慮し、保育を行っております。

続きまして、2点目、医療体制について、市民が安心して診察を受けることができるよう、医師会の協力を得て、可能な限り、多くの医療機関で診察・検査が受けられる体制にすべきと考えるが、市の見解はにつきましましては、医療提供体制の確保については、医療法において、国が基本的な方針を定め、都道府県がそのための計画を定めるものとされています。

岩出保健所によりますと、那賀医師会が和歌山県との集合契約でPCR検査が実施できる医療機関を設けています。発熱等、症状のある方は、まずかかりつけ医療機関へ電話相談し、コロナ感染が疑われる場合、PCR検査をできる医療機関であれば、その医療機関で実施しますが、未設置の医療機関であれば、他の医療機関へ紹介してくれることになっております。また、和歌山県全体で、1日3,800件の検査が可能であると聞いております。市としましては、状況の推移を見守り、必要に応じて県に要望してまいります。

続きまして、3点目の看護師不足についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症の急拡大により、大阪や北海道では看護師が不足し、自衛隊や近隣府県に派遣を要請する事態となっており、和歌山県からも2名の看護師が派遣されていることは承知しておりますが、本県の状況を県健康推進課に問い合わせたところ、現状、コロナによる減少、看護師の不足は起きていないとのことでした。

しかしながら、今後、和歌山県でも新型コロナウイルスの爆発的な感染拡大による看護師不足が生じた場合は、大阪や北海道と同じように、県知事が自衛隊や近隣府県に派遣要請をしていくこととなります。市としましても、新型コロナウイルスの対応につきましましては、県、特に岩出保健所と連携を図り、適切に対応してまいります。なお、議員ご指摘の潜在看護師の活用については、保育所や学童保育、介護保険など、市の制度を利用することで対応可能と考えます。

最後に、4点目、エッセンシャルワーカー等への社会的検査の必要性への見解についてですが、必要性が全くないというわけではございませんが、県内でも感染者

が増えてきている中、感染拡大防止のための対応が最優先と考えています。

また、エッセンシャルワーカーとは、医師、看護師をはじめとする医療従事者や介護従事者、配達を担う物流事業者、公共交通機関の職員など、人々が日常生活を送るために欠かせない仕事に従事する方々のことを指していることから、検査対象の幅が広範囲となること、1回の検査では感染拡大防止の効果につながりにくいいため、定期的に検査する必要があることなどにより、費用面や検査機関の受入体制面などの様々な課題が上げられるため、現在、実施の考えはございません。

市としましても、コロナ禍の中でも社会を支えてくださる方々に対する感謝の念と、これからも頑張っていたきたいという考えの下、今でも、いわゆるエッセンシャルワーカーが従事している介護、医療、保育、学校などに対する支援として、マスクや消毒液などの衛生用品の配布や、保育、介護従事者への特別給付金の支給など、感染防止対策への支援を行ってまいりました。

今後も国、県の動向を注視しながら、必要な支援に取り組んでまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず、保育所についてであります。保育所でもいろんな問題があるということになってくるとは思うんですが、保育士同士の苦悩や子供の発達に関わる問題点など、様々な問題を共有していくことが求められるのではないかと。共有しながら、一体何の対策ができるのかという部分。また、全国でもいろんな取組が行って、例えば、先ほど言ったみたいに、お食事をするとき、子供は大人の口の表情を見て飲み込むだったり、もぐもぐさせるだったり、そういったようなことが分かると。

例えば、食事中はマスクを外して、フェースシールドに替えて、要は子供との距離を取りながら、口元を見れるような形でのやりかたをやったりとか、それぞれの対応、それぞれの方法でやっているところがあるんですが、専門家などの意見も取り入れながら、こういう対応策を考えてみてはどうかという問題があります。

先ほど言った人との接触の中で努力されているということで、私は、これについてはエッセンシャルワーカーとして、社会的検査が必要ではないかと、定期的なね、ということをつなげていきたいわけなんです。

あとは、医療機関に関してなんですが、那賀圏内、岩出市の中でも医療機関で診療と検査を行っているところがあると思うんですが、しかしながら、県では発表されていないと。だから、どこがその医療機関になっているか分からないと。その

中で素早く、症状が出たときに、見つけることが感染を広げないというような対策になると思うんです。一度県の感染の状況を見てもらったら分かるんですが、濃厚接触者はすぐに調べていただけるんですよ。

ところが症状が出たときに、県の情報でいうと、A機関に行って、二、三日後にB機関に行って診てもらっているとか、検査をしてもらっているとか、結構タイムラグが出てきているんですよ。すぐに次の医療機関に紹介されて行っていただければいいんですが、その辺がちょっとうまいことってないのではないかという点が気になります。こうしたことについても、ぜひ県に言っていただきたいんですが。

また、発熱外来やPCRセンターの設置ということも前回取り上げました。これについては、一体どのような形でお聞きをされていますでしょうか、実際のところ。病院や介護施設で入院、入所者、職員を一斉に定期検査するには、やはり社会的検査というのが重症者の発生を予防することができると思うんですが、なかなかできない。そこには多くの自治体でやっているところでも、積極的検査に行く費用が、やはり自治体負担となってくると、大変な状況になってくるのでできないという問題があります。そのことについては、国に対して、やっぱりしっかりと物を言っていくという姿勢が問われてくると思うんです。

感染をなるべく少なくする、早期に発見できということをしよと思うたり、また、人と人とのエッセンシャルワーカーは接するのが仕事です。そうした方たちにも広めないためにも、定期的な検査をやる。そのためには、どうしてもお金が必要だと。そうしたところには国に求めるといった、そういうお考えはないのかについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 市来議員の再質問にお答えいたします。

保育所のほうのコロナ感染対策ということで、まず、先ほども部長のほうの答弁にもございましたように、保育士は、日々コロナ禍の中で、子供たちは何のために保育所に来ているのか、私たちはなぜ保育をしているのかということ職員間で非常に話し合っていて、保育の方針を決めているという形になっております。

それと、先ほどおっしゃっていただいた専門家の意見というお話もありましたけれども、今、厚生労働省のほうから、コロナに関して、保育に対する考え方とかというのは常に情報提供ございますので、それは全ての保育所のほうにも、公立・私立含めてですけども、情報提供するようにして、その指針に従って保育していただく

ようをお願いしているところでございます。

○田畑議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 市来議員の再質問の保育士への社会的検査の必要性のご質問なんですけども、エッセンシャルワーカーの中には、当然、保育士さんも含まれるわけなんですけども、社会的検査においてのPCR検査を行った場合でも、その時点で陰性であっても、翌日には感染する可能性もあって、定期的に何回も検査するとなりますと、費用対効果の問題も出てきます。

このようなことから、現状では、症状がある人や濃厚接触者に対してのPCR検査を積極的に実施して、適切に対応することが、感染予防拡大防止に効果的であるというふうに考えております。

それから、PCR検査の実施の方法で、濃厚接触者以外の方で、PCR検査にたどり着くまでに時間がかかりかかっているの、その点について、県への予防等をしていただきたいというご質問なんですけども、現在、対象者を囲い込むことによって、罹患した方、その濃厚接触者、またその濃厚接触者というふうに、対象者を囲い込むことによって検査をすることで、感染拡大を押さえ込もうとしていますので、それは県の方針にもありますし、費用対効果の面でも、先ほども言いましたように、非常に有効であると思いますので、症状の薄い方については、濃厚ではない方については、時間がかかるということなんですけども、そこは現状のやり方に従っていただきたいというふうに考えております。

発熱外来でPCR検査をすべきかということですかね、もう一つのご質問は。

すみません。ここまでで、ちょっと替わります。

○田畑議長 総合保健福祉センター館長。

○山本総合保健福祉センター館長 発熱外来につきましては、9月議会のときに県のほうから、今後つくっていくというふうな回答をしているかと思うんですが、今のところ、県のほうから進んでいないと。9月の状況が進んでいないということになっております。

○田畑議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 1点だけ、私が言うたのは、濃厚接触者は、すぐに調べていただいて、すぐに調べるということのは、県の方針としてやっているんです。一番気になるのは、新規で、例えば、すぐに熱が出たと、今、症状が出たというときに、なぜすぐにできないのかというところに、市の職員さんは、皆さん疑問を持たれないのかな

と私思うんですよ。

症状が出て、すぐに診察受けて、すぐに受けられたら、その分、早くに検査が分かって、陽性だったら、すぐに対応できるということじゃないですか。市民を守るために、どうすればいいのかというのは、そういう情報も察知しながら、やはりすぐに県に対して対応できないんだったら、この辺、もうちょっとできませんか。医師会に対してでも、この辺どうですかという声がかけれないのかなと。そういう要望を上げれないのかなというところが気になるんです。

市民の方からも、すぐに診てもらえるんじゃないかと、かかりつけ医に行っても、かかりつけ医がPCR検査をやってくれなかったところでは、どういうことが起こっているかといったら、二、三日様子見てくださいと言われてるんですよ。だから、A機関へ行っても、そこで検査できなくて、次、B機関に行ったときというのは二、三日空いているんですよ。すぐに紹介していただいたらいいですよ。例えば、それが紹介ができてないのであれば、すぐ素早く紹介するようにしていただきたいとかで、そういう方針を県に上げてもらって、出してもらおうとか、いろんな方法があると思うんですけど、市民を守るために、行政として何ができるかというところに重点を置きながら、これ、県がやっているんで、県のおりでご理解いただきたいというんじゃないかと、そうじゃなくて、そういう声があるというのであれば、そういう声を伝えていきますという、その一言でいいんですよ。それを求めているんです、私は。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 市来議員の再々質問にお答えさせていただきます。

おっしゃっていただいていること、十分、県の発表なんか見えていますと、最初に熱出てからPCR検査まで何日もかかっているという方も多々おられます。ただ、そこもPCR検査に持っていくかどうかというのは医師判断という、ちょっと個人個人のお医者さんの判断というところもございますので、必ずお医者さんが判断して、そこへ持っていくという形になっているんで、言いにくい部分もあるかとは思いますが、例えば、議員おっしゃることもよく分かりますので、岩出保健所のほうに、できる限り早く検査できるような体制をとということでお伝えはさせていただきます。

○田畑議長 これで、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

市来議員。

○市来議員 4点目は、ヤングケアラーについてであります。

ヤングケアラーとは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケアや責任を引受け、例えば、料理や洗濯、掃除などの家事のみならず、入浴やトイレの介助、薬の管理や着替えや移動の介助など、見守りや励ましなど、情緒面のサポートなども担っている状態です。

ケアが必要な人とは、主に障害や病気のある親や高齢の祖父母を指しますが、兄弟だったり、ほかの親族の場合もあります。家のお手伝いをする子供と混同されやすく、また、子供本人も自分が家族の役に立っている、家族との結びつきが強まった等々、感じることもあり、気づかずにいる場合が多いということです。

また、ヤングケアラーという認識が低いことから、表面化しづらく、把握しづらい問題点が出てきております。しかし、そのケアや役割や責任が年齢に釣り合わない不適切な場合やケアを担う期間が長期にわたる場合には、子供の心身の発達や人間関係、そして勉強や将来の進路にも大きな影響を与えること等が懸念されております。

総務省発表の就労構造基本調査では、2017年時点で21万100人のヤングケアラーと30代の若者ケアラーは33万人いることが分かっておりますが、しかし、この中には14歳未満は含まれておりません。こうしたケアが子供にとって過度な負担になっている場合には、ヤングケアラーである子供の置かれた状況や要望等を把握し、そして、その子供のケア負担や改善、将来に向けた効果的な支援策を考えていく必要があると考えます。

そこで、ヤングケアラーの現状の認識と把握についてお聞きをいたします。

2つ目は、対策・対応、支援施策をどう行っていくのかについてお聞きをします。

○田畑議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 市来議員ご質問の4番目、ヤングケアラーについての1点目、現状の認識と把握についてお答えいたします。

ヤングケアラーとは、厚生労働省が行ったヤングケアラーの実態に関する調査研究では、慢性的な病気や障害、精神疾患のある保護者や祖父母の介護や家事、年下の兄弟の世話などをすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子供と定義されています。

家のお手伝いをよくする子供との違いは、ヤングケアラーが担っているのは、本

来大人が担うようなケアや責任を引き受けているという点にあります。このことにより、学校に行けなかったり、自身がしたいと思っていたクラブ活動ができないなど、本来守られるべき子供自身の権利を侵害されている可能性があり、そのような子供の把握や子供への支援が重要なことであると認識しております。

市では、和歌山県子ども・女性・障害者相談センター、那賀振興局、教育委員会指導主事、スクールソーシャルワーカー、岩出警察署、和歌山乳児院、岩出障害児者相談・支援センター、主任児童委員、市関係各課などから成る要保護児童対策地域協議会の実務者会議において、虐待の通告があったケースや見守りとなっている要支援家庭などについて協議・検討し、関係機関で情報共有、連携・協力しながら対応しています。その中で、日常的とまではいきませんが、家事や兄弟の世話をしている気になる子供を把握してございます。

また、現在策定を進めている第8期介護保険事業計画の基礎資料とするため、昨年、在宅で生活をしている介護保険の要支援・要介護認定を受けている方の介護者600人を対象に、在宅介護実態調査を実施しましたが、主な介護者の年齢の設問において、二十歳未満であると回答した方はなく、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターにおいても、今のところ、ヤングケアラーとする人からの相談などはございません。

今後も児童担当のみならず、高齢者担当や地域包括支援センターとも連携する中で、把握に努めたいと考えております。

続いて、2点目の対策・対応、支援施策をどう行っていくかについては、要保護児童対策地域協議会では、虐待等により、まずは子供の安全確保などの緊急性の高い対応を行います。緊急性が低いと判断された場合も要支援家庭として、気になる子供の家庭を訪問したり、保育所、学校等での見守りを行っています。

それぞれの機関による訪問や見守りを行う中で、介護や家事、兄弟の世話などにより、健康に生きる権利、教育を受ける権利、子供らしく過ごせる権利など、本来守られるべき子供の権利が侵害がされていると判断した場合は、その権利が守られるよう、必要な支援を行わなくてはならないと考えております。

また、ヤングケアラーは、本人をはじめ、家族や周囲の大人が、ヤングケアラーの認識がないことがほとんどであります。市としましては、身近な大人や学校、市役所等への相談につながるよう、ヤングケアラーについて、広報等で周知を行ってまいりたいと考えております。

○田畑議長 再質問を許します。

(な し)

○田畑議長 これで、市來利恵議員の4番目の質問を終わります。